

給水装置等の漏水修繕（宅地内）に関わる工事契約について

宅地内のうち、水道メータ1次側（道路側）における漏水修繕は「宅地内給水装置等修繕工事」として、市内4か所にあります水道センター管轄行政区を基に、8つの請負工事契約を行っております。

本案件の工事実施期間は、令和5年9月1日～令和6年8月31日（12カ月間）としておりますので、本案件の発注予定情報ならびに本市工事公告をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、入札参加資格要件は以下のとおりです。

※本案件の発注予定情報

- 令和5年度 大阪市水道局年間発注予定情報（工事）
整理番号：「E1」～「E8」

掲載場所：大阪市水道局ホームページ

[HOME](#)>[事業者のみなさまへ](#)>[入札・契約情報](#)>[工事請負](#)>[水道局工事請負発注予定](#)

※本案件の入札参加資格

- (1) 本市指定給水装置工事事業者であること
- (2) 本市の入札参加資格
希望種目 給排水衛生冷暖房工事に登録していること
- (3) 建設業法許可区分
建設業法に基づく「管工事業」の建設業許可を有すること
- (4) その他

工事公告の掲載場所：大阪市ホームページ

[HOME](#)>[産業・ビジネス](#)>[電子調達システム（電子入札）](#)>[大阪市電子調達システム](#)
>[入札情報サービス](#)>[工事メニュー](#)

※電子入札案件情報（工事）を選択し、本案件名称を入力・検索してください。

注意点

設計書の工種・材料等の項目は、発注ごとに見直しを行っておりますので、設計書の請負工事費明細書（単価契約）の工種を確認してください。